

『春日権現験記絵』卷三第二段「鹿嶋和歌事」覚書

福島 尚

はじめに

現在、『春日権現験記絵』略注の企画に参加している。その礎稿担当部中に、卷三第二段「鹿嶋和歌事」がある。その略注は、限られた紙面での頭注形式のものとなるので、その施注のよってきたるところを本稿に記しておくと思う。「鹿嶋和歌事」覚書という所以である。

まず、中央公論社版『続日本の絵巻』所収の東京国立博物館蔵の剥落写の模本によって、鹿嶋和歌事の本文を示す。掲出にあたっては、私に、句読を切り、濁点を付す。

知足院殿長者にておはしける時、永久二年十月のころ、常陸國司鹿嶋の宮を造営して、御社のありさまを記録して、國司かよひける殿中の女房のもとへつかはしたりければ、殿下御覽じて御扇をかか女房に給はせけり。女房うれしさに哥をよみてたてまつりけり。

御笠山まつふく風ものどけくてちとせのかけをあふぎみるかな

かく申たりければ、

みかさやまさしてたのめる君なればちとせの影をのどけくやみむ

とおほせられけり。國司これを見て一首をそへて鹿島の宮にたてまつりけり。

千とせまでかけてぞまもる氏人のかうべといます君のたまづさ

これらをみな寶殿におさめけり。その夜、大祓宜中臣則助示現にかぶりける御哥、

三笠やまかせぎの嶋にすまゐりてかくめづらしきあとを見るかな

一、春日社記にみられる同類話

本話は、『神道大系・神社編十三・春日』「第一編 社記」所収の『大中臣時盛春日御社本縁起等注進文写』（以

下、「時盛注進文写」と略称)と『春日御社御本地并御託宣記』(以下、「託宣記」と略称)とに、同類話を見いだすことができる(以下これを、大東延和「春日社記の成立過程について」(『神道史論叢』国書刊行会・昭和五九年、所収)によつて「永久二年鹿島和歌の記」とよぶ)。但し、時盛注進文写では、当該話前半部を欠損し、また、託宣記も、部分的に物理的欠損による欠字がある。大東氏論考によれば、時盛注進文写は、託宣記の紙背の後半部分と全く同文で、託宣記中の少なくとも「永久二年鹿島和歌の記」以下の原本の断簡と考えられるということである。そこで、次には、当該話を、時盛注進文写所載のものを参照しながら、託宣記によつて引用する。引用にあつては、『神道大系』所載本文の漢文体表記の部分を私に訓み下し(時盛注進文写には原文すべてについての訓を示す振り仮名が、また託宣記にも原文に訓点がついているが、誤読と思われる部分もあるので、必ずしも従わない)、句読点を施し、和歌の漢字片仮名混じりの表記を漢字平仮名混じりに改めて示す。解釈上問題となる部分は、後に原文を提示して言及するが、全体的には該書を参照されたい。

時に、永久二年十月は、當任第八年の比なり。青鳥、瓊章を含み、洛陽より飛來す。披封の處に、示し送

る事有り。其の故は、造鹿嶋大神宮の功に依て、重任の恩澤に浴す。歡悅の餘、御社の躰たらくを記録し、京師の女人の許に通ぜしめて之を傳へ、博陸殿下に進覽す。即ち御覽を経る次いでに、御扇賞賜せらる。其の慶び余り有るも其の詞足らず。爰に彼の女人和歌を詠じ、以て進覽す。厥の詞に曰く、

みかさ山松吹かぜものどけくてちとせのかげをあ
ふぎみる□□

御返歌に云く、

みかさ山さしたのめる君なればちとせのかげを
のどけくやみむ

御返の和哥を以て、使に付して當州に傳ふ。之を見るに、感傷抑え難し。仍て国司の愚詠を相ひ副へて敬ひて御社に進ず。其の詞に云く、

ちとせまでかけてぞまもるうぢ人のかうべといま
す君□□□□□□

(引用者注、時盛注進文写は、ここまでを欠く)

昔、大織冠の御笏を獻ぜらるるは、苗裔其の氏を相ひ繼いで、又(引用者注、「又」、時盛注進文写により補う)綺祿の織(引用者注、「綺祿の織」は「撰錄の職」の誤りか)に備えたり。今、博陸殿の和歌を詠ぜしむるは、花族他門を交へず、定めて憲已の臣たらむか。仍て神覽の後、家司に召し仰せて寶藏

に納めしむ。末葉に傳へんが爲なり。

鹿嶋大神宮政所

注進十一月一日壬申の夜御示現の事

右、件の日、當社に取りて春日御祭と稱する神事有り。仍て祭使并に職掌の人等、社頭に參詣する、是なり。恒例の事なり。然る間、国司長者殿下の御手跡の和歌を以て、敬ひて寶殿の内に奉納す。其の夜大社祢宜（引用者注、「大社祢宜」は、時盛注進文写には「大祢宜」とある）中臣則助に示現を蒙る。

其の詞に云く、

みかさ山かせぎのしまにすまひしてかくめづらし
きあとをみるかな

この話の存在は、つとに指摘されていたが、近年、『繪巻を読む歩く』『春日驗記繪』と中世（淡交社・一九九八年）において、五味文彦氏は、『春日権現驗記繪』『鹿嶋和歌事』の「元になった話」として当該話を提示した上で、肝腎の国司の名が記されず、忠実の『殿曆』のこの年の条に所見なきことをもつて、事実関係を確かめ得ず、かつ「永久二年十月は、當任第八年」という記述から推定される、嘉承二年（一一〇七）に常陸国司見任の藤原実宗も、『拾遺往生伝』によれば永久二年の三年前に往生したと見えていて、永久二年という年が事実に基づ

づくものなのか疑問であるされている。ところがこの説には不審な点がある。

五味氏は、『拾遺往生伝』に藤原実宗の往生記事があるというが、管見によれば、そうした記事は見いだされず、実宗に関しては、次のような記事が見いだされるのみである。岩波書店版『往生伝・法華驗記（日本思想大系7）』所収本によれば、巻下（二二五）「高階敦遠室家」に、高階敦遠室家の天永二年（一一一一）七月一日の往生記事の後に、

此夜。常陸介藤原実宗後房。字肥後内侍夢。遙見西天。雲帰上界。頻伽両三出雲而舞。夢驚思之。以為妄想。即又入寢。此時弥陀如来。与諸聖衆。作微妙樂。從雲路來。傍人告曰。此是五条大宮有往生女。其迎接云々儀也。夢驚夜曙。遣使尋其。々処不渝。其事如夢。

とある。これは、まさにその夜に、常陸介藤原実宗の後房（妾）が、高階敦遠室家の往生を夢見た事を示す記事である。ここにみえる常陸介藤原実宗は、『尊卑分脈』によれば、藤原氏北家魚名流、從四位上定任男、母因幡守時盛女、能登守・肥後守を歴任、從四位下に至た人物。これを参照すれば、右の『拾遺往生伝』の記事は、天永

二年（一一一一）七月一日に実宗が常陸介であったことを示すものということになる。

念のために続群書類従完成会版『国司補任』（常陸）を檢すると、実宗は、嘉承二年（一一〇七）常陸介見任

（『為房卿記』八月二三日及び九月一日）、前記『拾遺往生伝』の記事により天永二年（一一一一）七月一日常陸介見任である。なお、同書によれば、長治二年（一一〇五）に高階経成常陸介見任（『中右記』十二月十一日）、嘉承二年前介高階（経成）（十二月見『朝野群載』第七）。

なお、『中右記』天永二年四月二四日条に「常陸守入道経成」四月卒の記事あり）、天仁二年（一一〇九）常陸守大伴清生（九月十四日見『寺門伝記補録』。但し「不審」と注記あり）、元永元年（一一一八）二月常陸介源（名欠）見任（『平安遺文』一八八六）とある。

この記述によれば、嘉承二年（一一〇七）の実宗の常陸介見任記事の前々年の十二月に常陸介として見えた高階経成は、嘉承二年十二月の「撰政右大臣家政所下文」（『朝野群載』第七）に「前常陸介高階」とあるので、実宗の前任者は高階経成であつて、その後を受けて実宗が常陸介となるのは、嘉承元年あるいは二年。そして、不審とされる『寺門伝記補録』所見の「天仁二年（一一〇九）常陸守大伴清生」をひとまず除いてみると、『平安遺文』一八八六号の永久六年（一一一八）二月「常陸

介源某家地売券」によつて、実宗が常陸介在任であつたのは、永久六年までには至らない某年までということになる。

これによつて見れば、五味氏が一旦「永久二年十月は、當任第八年」という記述から推定された実宗を常陸国司（介）に比定しうる可能性はなおあると思われる。そのような次第で、私は、この鹿島和歌の記を、ひとまず永久二年のものとすることを前提として、その内容について検討を加えることとしたい。

二、永久二年鹿島和歌の記の内容の検討

まず、永久二年鹿島和歌の記の素姓から考えてみたい。これを載せる時盛注進文写も御託宣記も（いずれも春日の社家大東氏に伝来したものである）、春日社の創立・鎮座・祭神・神徳・託宣・本地・靈驗等の由緒を中心にかかれた所謂「社記」である。前掲の大東氏の論考によれば、時盛注進文写は、その筆跡から見て鎌倉初期を降らないものであるという。その内容は、『神道大系・春日』の永島福太郎氏の解説によれば、「永久二年御示現記」（永久二年鹿島和歌の記のこと）断簡につづいて、「承平七季二月廿五日春日明神託宣日記」・「或時御託宣記」・「承安五年三月一日春日大明神御躰本地注進文」が収められている。また、大東氏によれば、託宣記は、その

前半と後半、及び紙背の文字はいずれも異筆で、三筆跡中、表前半は鎌倉の中頃のものの、紙背は時代が降るよう
で南北朝あたりかとされるもの。紙背の記述内容は、『神
道大系・春日』の解説によれば、「春日縁起の數種をあ
げ、また内院・中院・外院および若宮境内の小神名を掲
げる。(中略) つづいて「或章籍僞」として「春日四所
縁起」の異本を掲げる。(中略) 次は神野寺の建立縁起
を記し、以後は既掲の「大中臣時盛注進文」と同じ記文
を収録、承安五年の注進状で終わっている」というこ
とになる。

時盛注進文写・託宣記を含む、中世における春日の代
表的社記を検討した、大東氏前掲論考は、次のようにい
う。

それらの内容を整理してみると、まず神護景雲年中、
鹿島から遷祀なつたとする古くからの口承や断片的
記録を核とし、十一、二世紀の頃発生した日神信仰
や、神鹿思想による靈驗譚を併せて記録化した「時
風注記」なるものが、その後間もなく成立した、と
考えてまず間違いないこと。またそれとは別に、「仁
平三年若宮出現記」や「承安五年本地記」、「権預近
輔神影説」等、社記に収載されてしかるべきものが、
同じ頃、個々に実在していたらしいこと。そして社

家の古典研究と相まつて、それらを集大成した長文
の社記が十三世紀初頭に、まず中臣系の社家に成立
し、秘伝秘記として一子相伝されてきたが、その後、
社家以外の貴族や神人の間に、新しい形式の社記が
発生するに至ること、などが判った。つまり、『古
社記』や『託宣記』のような総合的に集大成された
長大の社記というものは、十二世紀以前の春日社に
はかつて存在しなかつたのではなからうか。

この指摘に、『神道大系・春日』解説の永島氏による
「古くに春日縁起(春日四所縁起・春日明神本縁など)
が撰闋家あるいは興福寺において作成されたのにたいし、
春日社家も漸次自らの神社記の作成を志し、やがて縁起
の称を排して社記と称したらしい。いわゆる社寺縁起(流
記資材帳なども)は、律令国家政府がこれを作成注進せ
しめたのにはじまる。もちろん、社寺にこれを常備せし
めたのだが、縁起類には注進状の書式をとるものが多い
のである。公家・武家もこれを徴した。春日縁起などは
公家がこれを徴したものだということもできよう。なお、
社家は所命に応じて注進するが、その案(控・副本)を
手許にのこして自家の所用に備えた。これが社記となつ
て伝来することでもある。」という記述を参照して考え
ると、時盛注進文写また託宣記に収められている永久二

年鹿島和歌の記は、少なくとも鎌倉初期以前・十二世紀以前に春日社家のあたりになんらかのかたちで伝来して、それが総合的に集大成された社記たる『託宣記』に収められたものだといえよう。

ところで、永久二年鹿島和歌の記を目にして、まず気付くのは、冒頭「時に、永久二年十月は、當任第八年の比なり」と始まるのが、文章としていかにも唐突であることで、おそらく託宣記は、この文書の全文を収めていないのではなくて、少なくともその首部は引用していないのだと思われる。国司の氏名がないのもあるいはそのせいかもしれない。

また、この文書で、常陸を「當州」といい、「鹿嶋大神宮政所注進」とあり、鹿島社を「當社」と称するところから、これは鹿島社からの注進的な文書の一節ではないかと考えられる。ただ、そう考えた場合の注進先が不明で、文書の結尾部分も引用されていないように思われる。

しばらく、文書の本文をたどりながら解釈を進めてみたい。

時に、永久二年十月は、當任第八年の比なり。

永久二年十月は常陸国司が任についてから八年目というのは、先述したように、国司（常陸は親王任国なので介が受領である）を常陸介藤原実宗に比定しうる。

青鳥、瓊章を含み、洛陽より飛来す。披封の處に、示し送る事有り。

「青鳥」とは、例えば『藝文類聚』卷九一「青鳥」の項所引の『漢武故事』に見える西王母の故事に基づく語で、便りをもたらす使者のこと。「瓊章」は書信のことを言うのであろう。つまり、京都から書信を持った使者がやってきたのである。封を披いてみると、常陸介に重任されることが示し送られてきた。

其の故は、造鹿嶋大神宮の功に依て、重任の恩澤に浴す。

鹿島大神宮の社殿造営の功によって、常陸介の重任の恩澤に浴することとなった。

歡悦の餘、御社の躰たらくを記録し、京師の女人の許に通ぜしめて之を傳へ、博陸殿下に進覽す。

喜びの余りに、新しく造営した社殿のありさまを記録して、都にいる女人のもとにそれを送らせて伝え、閔白殿下（藤原忠実）に御覽にいれた。

即ち御覽を経る次いでに、御扇賞賜せらる。

その記録を御覽になったときに、使者の禄として女人に御扇が下賜された。

其の慶び余り有るも其の詞足らず。爰に彼の女人和歌を詠じ、以て進覽す。厥の詞に曰く、

その嬉しさは溢れんばかりであったが、それを口で言

い表そうとしても表し切れない。そこで、その女人は、和歌を詠んで、関白殿下の御覧にいられた。その歌は、

みかさ山松吹かぜものどけくてちとせのかげをあふ
ぎみる（かな）

「みかさ山」は、鹿島の御笠山であろう。後世の文献ではあるが、『鹿島志』に「○御笠山 神宮のめぐりの山をいへり」とあり、また、古文献では『神道大系・春日』所収の所謂「古社記」（文暦元年具注曆紙背文書）の中に、「鹿嶋御山号三笠山」という記述が見える。「松」は樹齡の長い嘉木であると同時に神の降臨する木。「ちとせのかげ」は、樹齡長き松の姿をいうとともに、末長く続く撰閑家、またひいては末長く続く鹿島の神（それは藤原氏の氏神たる春日社第一殿の神でもある）の姿をもいっているのであろう。この一首、「あふぎ」には「扇」が掛けられていて、賜り物に対する謝意が込められている、と同時に、関白忠実と鹿島の神とをことおぎ、賛仰する歌である。

関白殿下の返歌の

みかさ山さしてたのめる君なればちとせのかげをの
どけくやみむ

は、「みかさ山」「ちとせのかげ」「のどけく」と相手の歌の言葉を用い、贈答歌の作法に則って、かたどおりの返しに及んだもの。「君」は、直接的には目前の常陸国

司からの使者である女人をさしているが、意識は常陸国司にも及んでいる。さればこそ、「御返の和哥を以て、使に付して當州に傳ふ」ということになる。なお、「さして」は、「その方向へ向いて」の意の「指して」と「笠をさす」意の「さす」との掛詞で、「みかさ山」の「かさ（笠）」と縁語仕立てである。

之を見るに、感腸抑え難し。仍て国司の愚詠を相ひ副へて敬ひて御社に進ず。

京都から伝えられた関白殿下の返歌を見て、常陸国司はいたく感動して、自詠を添えて鹿島大神宮に献進する。その歌は、

ちとせまでかけてぞまもるうぢ人のかうべといます
君（のたまづさ）

藤原の氏神である鹿島大神宮を末長くお護りする氏人の領袖としておいでになる関白殿下のありがたい御手跡（後文に「長者殿下の御手跡の和歌」とある）よ、というほどの意味。

昔、大織冠の御笏を献ぜらるるは、苗裔其の氏を相ひ継いで、又、綺祿の織（「撰籙の職」の誤か）に備えたり。今、博陸殿の和歌を詠ぜしむるは、花族他門を交へず、定めて憲巳の臣たらむか。

この一節は、分かりにくいところである。原文（私に句読をきり、文の対句構造が分かり易いように改行を施

す)では、

昔、大織冠之被獻御笏、苗裔相繼其氏、又、備綺祿之織

今、博陸殿之令詠和歌、花族不交他門、定、爲憲己之臣歟。

とある。対句の前半部は文脈上、「昔、大織冠藤原鎌足が鹿島大神宮に御笏を献進したのは、その子孫が相次いで、自分同様に撰録の職に着くことを祈願し備えたもの」と解釈できるようであるが、そうした所伝は管窺の限りにおいては他に類を見いだせない。後半部は、前半部に對比させると、「今、関白殿下忠実のお詠みになった和歌が鹿島大神宮に献進されたのは、その一族が他の氏族を交えず、きつと朝廷において重きをなす臣下となることを祈つてのもの」とでも解したいところであるが、「憲己之臣」という語が管窺の限りに於いて他に類例を見いだせず語義不明であるし、後半部原文の文字列から、前述の如き解釈を導き出してよいのかどうかためらわれる。

ともあれ、関白殿下の歌とそれに添えた国司の歌とは、神覽の後、末葉に伝えるため、国司の命により家司によって宝蔵に納められた。ここままで、話の記述は一段落して、次に改行。「鹿嶋大神宮政所ノ注進十一月一日壬申の夜御示現の事」とあり、前段の記述を承けて、次なる話題が記される。

永久二年十一月一日壬申に鹿島大神宮で「春日御祭」と称する神事があつて、その神事は恒例のことであつたという。奈良の春日祭は、申祭りといつて、現在は、三月十三日に執り行われるが、花山院親忠「春日大社の祭礼と神撰」(上田正昭編『春日明神』筑摩書房・一九八七年、所収)によれば、貞観(八五九〜七七年)の頃、春は二月、冬は十一月の上申の日と、年二回に定まつたというから、この鹿島の春日祭は、奈良春日の冬の例祭にあわせたものであろう。永久二年の十一月の上申は一日である。この時に、国司が「長者殿下の御手跡の和歌」を鹿島大神宮の宝蔵に奉納したところ、その夜、鹿島の祢宜中臣則助に、神の示現があり、

みかさ山かせぎのしまにすまひしてかくめづらしき
あとをみるかな

との神詠を賜つた。この一首では、鹿島の御笠山に住まいる神が、関白忠実の和歌を「めづらしきあと」と認めてそれを愛でている。

この永久二年鹿島和歌の記は、先にも述べたように、基本的に鹿島側の視点から語られているものであると見られるが、その内容から感じられるのは、撰闋家に対するかなりの気遣いである。造鹿嶋大神宮の功によつて国司の重任を認められた関白忠実に対して、常陸介が大いに感謝し、忠実の詠歌を尊重するのは当然だとしても、それ

が鹿島神宮に奉納された時に、神までもが忠実の詠歌を愛でて、祢宜である中臣則助の夢中に示現したとまで語られるのには、何か背景となる事情がありそうである。

そこで、注目したいのは、鹿島の神の示現を蒙った祢宜中臣則助の存在である。則助は、岡泰雄編『鹿島神宮誌』（鹿島神宮奉賛会・昭和八年。以下、「神宮誌」と略称）所載の「鹿島大宮司家系図」によれば、中臣鹿島連武主の後裔、則成の子、長元（一〇二八〜一〇三七）頃の人という。鹿島神宮編『鹿島神宮文書』（昭和十七年）所載、大正十四年鹿島敏夫写「中臣鹿島連姓鹿島氏系譜」には、従五位下、宮司、神主、寛弘年中任神主、長元年中任宮司とある。

この人物に関連して、興味深い事柄が、『茨城県史』中世編（茨城県・昭和六年）第一章第五節（網野善彦氏執筆）に紹介されている。該当部を次に引用する。

鎌倉後期の前大宮司大中臣景幸の主張によると、延暦十六年（七九七）、大中臣清麿の子清時が大宮司に補任されたのをその最初として、以後三百余歳、異姓他人を交えず大中臣氏が大宮司に補任されたとする（「勘仲記永仁二年正月巻紙背文書」）。〈中略〉景幸はさらに、大禰宜中臣則成の次男則助が、神護景雲年中（七六七〜七六九）に中臣氏が大宮司に補

任された例のあることを根拠に大宮司に望み補され、以後、系図を謀作し、権門に属して交り補されるようになったとのべて、中臣氏の大宮司補任の不当を強く訴えている。

鹿島神宮の神職については、神宮誌の第五章に詳しいが、ほぼそれによりながら、その綱要を、平凡社版『茨城県の地名（日本歴史地名大系）』が、鹿島神宮の条に要領よくまとめているので、後者を主とし前者でその足らざるを補いながら、右の『茨城県史』の記述を理解するのに必要な予備知識をまず記そう。

中臣則助の先祖である、中臣鹿島連武主の子に太宗という者がいたが、それは天平勝宝から宝龜年中にかけて（七四九〜七八〇）神宮に奉仕した。彼は『続日本紀』によれば、宝龜十一年十月七日に祝として外従五位下に叙せられている。鹿島神宮寺を修理すべきことをいう「類聚三代格」所収「天安三年（八五九）二月十六日大政官符」文中に、「国司熟檢旧記、件寺、元宮司従五位下中臣鹿島連太宗・大領中臣連千徳等、与修行僧満願、所建立也。今所有禰宜祝等、是太宗之後也。累代所任宮司亦同氏也」とある。『延喜式』内蔵寮の鹿島香取祭条に「宮司、禰宜、祝各一名、物忌一名」との職制がみえるので、先の官符の記述により、中臣鹿島連氏の者が代々神職と

して奉仕していたらしく、太宗は宮司にまでなつていたことがわかる。ところが、太宗の後は、延暦十六年（七九二）の大中臣清持（左大臣大中臣清麻呂の子）の宮司補任以降、大中臣清麻呂流の者が宮司に補任されることとなる。そうした状況のもと、久々に中臣鹿島連氏から宮司に任じられたのが則助である。則助の後は、中臣氏と大中臣氏とから交互に宮司が補任されることになる。

以上に述べたことを、前引の『茨城県史』の記述に引き当ててみると、「勸仲記永仁二年正月巻紙背文書」に大中臣景幸のいうところと符合する所がある（大中臣清麿の子の名が「清時」と「清持」と相違するが、これは「時」と「持」との字面が似ていることからくる、いづれか一方から他方への誤伝の結果であろう）。中臣則助は、先祖太宗の後を襲うべく宮司補任を望んだものと思しい。それについてはかなりの努力が必要であつたと思われる。そこで想起すべきは、永久二年鹿島和歌の記で、鹿島神宮に奉納された関白忠実の和歌をめぐる神詠を夢見たのが、祢宜の則助であつたと述べることである。忠実の和歌を神が愛でるといふ内容には、どうも撰関家に対する世辞追従的な意味合いが感じ取れるのだが、いわばその情報の発信元が祢宜則助であるのは、宮司補任を望む則助の撰関家への働きかけの一環としてこの説話が発想されたからであると考えてよいのではなからうか。

それが鹿島大神宮政所からの注進として語られるのはそうした意図にいかにも似つかわしい。ただそう考えたときに問題となるのは、鹿島の社家に伝来する系図によれば則助は長元（一〇二八—一〇三七）頃の人というが、もしそうであるなら永久二年（一一一四）の時点では生存していなかったか或るいは生存していても常識離れした高齢であつたことになる点である。この点については、則助を長元頃の人とする社伝の系図の記載にはそれを裏付ける他の史料が存在しないようなので、逆に永久二年鹿島和歌の記の存在によって、則助の生存年代を今少し引き下げて考える必要があるのではないかと思う。

三、永久二年鹿島和歌の記と

鹿嶋和歌事との比較

前節では、春日の社記に見える永久二年鹿島和歌の記の内容について検討し、それは、鹿島からの注進状の文書から抄出されたものであるらしく、先祖太宗の跡を襲うべく大中臣氏を押さえて宮司に補任されることを望む祢宜中臣則助による撰関家への働きかけの一環として発想されたものではないかと推定した。それは、中世の春日の社記に見えるわけだから、少なくとも鎌倉初期以前・十二世紀以前に春日社家の周辺になんらかのかたちで伝来していたことになる。そうだとすると、気になるの

は、永久二年鹿島和歌の記と『春日権現験記繪』(以下、「験記」と略称する)の鹿嶋和歌事との関係についてである。両者を比較したとき、竹居明男『春日権現験記繪卷』の成立(『日本古代仏教の文化史』吉川弘文館・平成十年、所収)にもいわれるように、永久二年鹿島和歌の記は、漢文体でもあり、文章の上で類似しているとはいえない。しかし、だからといって、永久二年鹿島和歌の記を験記の鹿嶋和歌事の原拠ないしは出典と全然無関係なものとするわけにもいかないだろう。近本謙介「春日をめぐる因縁と言説―貞慶と『春日権現験記繪』に関する新資料―」(『金沢文庫研究』三〇二号・一九九九年三月、所収)に指摘される、説草『春日因縁少々』や『俊盛卿因縁』は、それらが漢文体で記されているにもかかわらず、前者は験記と相当の近似性を示すし、後者も部分的に験記とかなりの相違が見いだされるものの全体としてみた場合には密接な験記との関係がうかがえるものとして存在する。詳しくは、近本氏の論考についてみられたいが、それらは、験記の直接的出典とはいえないまでも、当該話が験記に流入してくる前段階の姿を彷彿とさせるものだとは判断できる。このことを一方でにらみあわせると、いま問題としている、永久二年鹿島和歌の記と鹿嶋和歌事についても、その両者を比較し、それらの関係について検討しておく必要があると思われるのである。

である。

比較に際しては、それぞれの話に盛られている情報内容から判断して、両者の間にどの程度の相違があるのか、そして、仮に相違があるとしても、時代的に先行する永久二年鹿島和歌の記の内容から験記の鹿嶋和歌事が成立しうるのかどうか、ということを問題としたい。

両者を比較した場合、情報量としては永久二年鹿島和歌の記のほうが鹿嶋和歌事よりも多く、かつ基本的に鹿嶋和歌事に盛られた情報は永久二年鹿島和歌の記の中にほぼ包含されている。いま、永久二年鹿島和歌の記にあって鹿嶋和歌事ではそれに相当する記述のない箇所をひろってゆくと次のようになる。なお、「」でくくった部分は、相当する情報が鹿嶋和歌事にあることを示す。

A 「永久二年十月は」當任第八年の比なり。青鳥、瓊章を含み、洛陽より飛來す。披封の處に、示し送る事有り。其の故は、「造鹿嶋大神宮」の功に依て、重任の恩澤に浴す。歡悅の餘、

B 御返の和哥を以て、使に付して當州に傳ふ。之を見るに、感腸抑え難し。

C 昔、大織冠の御笏を獻ぜらるるは、苗裔其の氏を相ひ繼いで、又綺祿の織(「綺祿の織」は「撰籙の職」の誤りか)に備えたり。今、博陸殿の和歌を詠ぜしむる

は、花族他門を交へず、定めて憲巳の臣たらむか。仍て神覽の後、家司に召し仰せて寶藏に納めしむ。末葉に傳へんが爲なり。

D 鹿嶋大神宮政所／注進十一月一日壬申の夜御示現の事／右、件の日、當社に取りて春日御祭と稱する神事有り。仍て祭使并に職掌の人等、社頭に參詣する、是なり。恒例の事なり。

Aは、永久二年の鹿嶋大神宮造宮が国司重任のための成功であることを示し、国司がそれにいたく歓悦したことをいう記事。Bは當州すなわち常陸へ伝えられた博陸殿の和歌を見て国司がいたく感激したことをしるす記事。Cは、先述したとおり、難解な部分であるが、文脈から推測すると、今の博陸殿の和歌を往昔の大織冠（藤原鎌足）の故事に比せられるものとしてそれを称え、末代までも伝えるために宝藏におさめたことをいう記事。Dは、この記の注進元を「鹿嶋大神宮政所」と明記し、十一月一日壬申の夜御示現は他ならぬ鹿嶋大神宮の春日御祭の折りのことであることを示す記事。先に推定した如く、この記が、先祖大宗の跡を襲うべく大中臣氏を押さえて官司に補任されることを望む祢宜中臣則助による撰聞家への働きかけの一環として発想されたものだと考えてみると、A・B・C・Dはいずれも博陸殿の威光を称える

ことに適う、いわばこの記のきわめて現実的な目的に添う記述であると考えられる。造鹿嶋大神宮の成功によつて重任がかなつてその際に得た博陸殿の和歌を鹿嶋大神宮に奉納することになる国司が、博陸殿による国司重任の恩沢とそれを成し得た博陸殿の威光に深く感激し賞賛するするという点で、A・B・Cは、博陸殿の恩沢を希う中臣則助にとつては強調しておくべき所であつたと思われる。また、Dについては、博陸殿にとつては氏神である春日御祭が鹿嶋において举行されたまさにその日に、他ならぬ則助が博陸殿の和歌を愛でる鹿嶋の神の示現を蒙るといふのは、是非とも書き記して置かねばならぬことであつたに違いない。そうしてみると、A・B・C・Dは、かなり現実的な理由で永久二年鹿嶋和歌の記にあるべくして存在する記述だと言える。

翻つて、験記の鹿嶋和歌事について考えると、永久二年鹿嶋和歌の記のA・B・C・Dの如き記述は、春日をめぐる靈験を語る上では、必須ではない。仮に鹿嶋和歌事の原拠にそのような要素があつたとしても、当該話が験記に抄入される過程でそうした要素が切り捨てられる可能性もあるのではないか。ここで、考え併せてよいのは、近本氏前掲論文で触れられた、説草『俊盛卿因縁』と験記巻五第一―第四段所収の藤原俊盛話との関係である。詳細は近本氏の論文について見られたいが、氏は漢

文体で綴られた『俊盛卿因縁』を驗記所収話以前の姿とどめるものとされる。その上で、『俊盛卿因縁』の独自異文は、史実を反映した記述と認められるが、それだけに、驗記本文に対して、『俊盛卿因縁』の叙述は何とも生々しい面を持つており、驗記本文は、そうした要素を捨象して成り立ったもの、換言すれば諸々の資料を驗記の中の一話として取り込む際に必然的におこなわれた均質化を経た姿であると述べられている。そうした驗記所収話への改変は、歴史的事実を省略あるいは臆化させるもので、場合によっては、一旦、原拠にある元の記述を取り去って、別伝を挟み込むような方法をも驗記は採っているとも述べられている。

こうした見方を、いま問題としている、永久二年鹿島和歌の記と驗記の鹿嶋和歌事との関係についても当てはめられないだろうか。先にも述べた如く、時盛注進文写また託宣記に収められている永久二年鹿島和歌の記は、少なくとも鎌倉初期以前・十二世紀以前に春日社家のあたりになんらかのたちで伝来していて、それが総合的に集大成された社記たる託宣記に収められたものであるから、驗記の成立に際して、その取材圏内にあつたものと思われる。たしかに、永久二年鹿島和歌の記は、漢文体でもあり、驗記の鹿嶋和歌事と文章の上で類似しているとはいえない。しかし、永久二年鹿島和歌の記は基本

的に鹿嶋和歌事に述べられる情報は包含している。また、先述したように、永久二年鹿島和歌の記の独自の記述は、本来それが鹿嶋大神宮の中臣則助の側からある種の現実的な要請を伴つて語られる場合に有効かつ必要な、いふならば「生々しい面」を持ちうるものである。そうであるとするれば、そうした記述が、近本氏が『俊盛卿因縁』の場合に認められたのと同様に、驗記に取り込まれる過程で捨象せられて、該当話は、驗記の一話たるべく均質化されたと考えられはしないであろうか。永久二年鹿島和歌の記を驗記の鹿嶋和歌事の直接の典故であると断言できないが、少なくともそれを驗記所収話以前の姿とどめるものと見ておくことは可であると考える。ただ、そう考えたとき、驗記の一話たるべく均質化されるとは、どういう方向性において均質化されるのかということ、驗記の側の問題として当然考えられてしかるべきである。それは、驗記の鹿嶋和歌事についていうならば、この部分で驗記巻三から巻四にかけての一連の藤原忠実にかかわる春日の靈驗譚の中に位置することから考えて、鹿嶋大神宮の側からある種の現実的な要請を伴つて発想された永久二年鹿島和歌の記のごときものから、藤原忠実にかかわる春日第一殿の神としての鹿島神の靈驗譚として語り替えられる過程で起こった変化であると解釈できる。そうした語り替えの際には、常陸を「當州」といい鹿島

社を「當社」と称して鹿島を説話の当事者とすする記述を
含み込み、永久二年鹿島和歌の記説話の現実的目的にか
なうような、先にみた如きA・B・C・Dの記述は、験
記において削除されるべきものであったといえるのであ
る。

むすび

以上述べきたったところをまとめて結びとする。『春
日権現験記繪』卷三第二段「鹿嶋和歌事」には、それに
先行する同類話として、春日社記中の『大中臣時盛春日
御社本縁起等注進文写』と『春日御社御本地并御託宣記』
とに見られる「永久二年鹿島和歌の記」が存在する。こ
の「永久二年鹿島和歌の記」は、永久二年の鹿島社造營
にかかわって鹿島大神宮政所から注進された文書の一部
であるらしい。そしてそれは、当時、先祖である中臣鹿
島連大宗の跡を襲うべく大中臣氏を押さえて官司に補任
されることを望む祢宜中臣則助による撰闋家への働きか
けの一環として発想されたものだと推測しうる。この記
がどういう経路をたどって春日にもたらされたかは定か
ではないが、右にあげた時盛注進文写・託宣記といった
春日社記に引用されていることから、この記は、少なく
とも鎌倉初期以前・十二世紀以前に春日社家のあたりに
なんらかのかたちで伝来していて、験記の成立に際して、

その取材圏内にあつたものであると考えてよさそうであ
る。この永久二年鹿島和歌の記が『春日権現験記繪』「鹿
嶋和歌事」の直接的な出典とは断言はできないが、少な
くともそれは、当該話が験記に流入してくる前段階の姿
を彷彿とさせるものだとは判断できる。そう考えて、永久
二年鹿島和歌の記と鹿嶋和歌事とを比較すると、後者は、
当該話を験記卷三から卷四にかけての一連の藤原忠実にか
かわる春日の靈験譚の中に位置付けるべく、鹿島側を
当事者としその発話の現実的目的になうような記述を
削除して、説話の語り替えをおこなっている。その結果、
鹿嶋和歌事は、藤原忠実にかかわる春日第一殿の神の靈
験譚として『春日権現験記繪』の中に収められることにな
った。

(ふくしま・ひさし 本学助教授)